

# 令和4年度通常総会資料

と き 令和4年5月27日（金）午後1時20分

ところ 水戸市笠原町 978-26

茨城県市町村会館（1階 講堂）

茨 城 県 庁 友 の 会

## 令和4年度茨城県庁友の会通常総会次第

1 開会のことば

2 物故者に対する黙とう

3 議長選出

4 議事

第1号議案 令和3年度事業報告

第2号議案 令和3年度収支決算  
(監査報告)

第3号議案 令和4年度事業計画

第4号議案 令和4年度収支予算

第5号議案 友の会会則の一部改正

第6号議案 役員改選

5 閉会のことば

## 令和3年度 事業報告

事業	実績概要
<p><b>1 総会等の開催</b></p> <p>(1) 通常総会</p> <p>(2) 理事会等</p> <p>(3) 友の会運営委員会</p> <p>(4) 50周年記念事業検討会</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、通常総会を中止した。 通常総会の議決を理事会が代行することになり、令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画及び予算等を審議しました。 令和3年5月24日(月) 水戸合同庁舎大会議室</p> <p>友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催しました。 令和3年4月8日(木) (監査) 令和3年5月24日(月) 令和3年7月20日(火) 令和3年10月27日(水) 令和4年3月24日(木)</p> <p>友の会のあり方検討会報告や今後の事業運営について、運営委員会を立上げ、検討し、理事会に報告しました。 令和3年9月14日(火) 令和3年10月19日(火) 令和3年11月25日(木) 令和4年1月25日(火)</p> <p>令和4年度に延期しました50周年記念事業について検討し、理事会に報告しました。 令和3年4月21日(水) 令和3年12月15日(水) 令和4年2月8日(火)</p>
<p><b>2 支部交付金</b></p>	<p>支部運営費として会員数に応じ、年会費等の一部から交付金を交付しました。</p>
<p><b>3 会員への慶弔</b></p> <p>(1) 長寿者への記念品贈呈</p> <p>(2) 弔慰</p>	<p>令和3年度内に満80歳(傘寿)に達した76名の方々の長寿を祝い、記念品を贈りました。</p> <p>会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げたほか、各支部の役員が告別式等に参列し哀悼の意を表しました。(54名)</p>

事業	実績概要
4 新規会員の加入促進	退職者や再任用者の未加入者に対して、会員による直接の声かけ、文書による入会案内等を行ったほか、退職予定者にビデオメッセージにより加入の促進に努めました。また、趣味の会においても会の行事参加を呼びかけ、勧誘活動を行いました。(加入者23名)
5 県政推進への協力	地域の文化や社会福祉活動のほか、シルバーリハビリ体操指導士養成の周知など、県政の推進に側面から協力しました。
6 会報の発行	<p>本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」を2回(盛夏号、新年号)発行し、全会員に配付しました。</p> <p>なお、各回とも、発行前に会報編集委員会を開催しました。</p> <p>盛夏号 令和3年4月13日(火)</p> <p>新年号 令和3年9月9日(木)</p>
7 50周年記念事業 (1) 美術展の開催	<p>県庁友の会50周年記念第34回茨城県庁友の会美術展を開催しました。</p> <p>開会式に先立ち、50周年記念事業として長年にわたり作品を出品し美術展の発展に貢献された方に感謝状を贈呈しました。</p> <p>令和4年1月21日(金)～27日(木) ザ・ヒロサワ・シティ会館</p> <p>表彰者 出展回数20以上 8名の方</p> <p>展示作品等 110点(一般作品88点、特別作品22点)</p> <p>入館者数 373人</p> <p>なお、美術展の運営方向等について運営委員会を開催しました。</p> <p>令和3年8月23日(月)</p> <p>令和3年12月8日(水)</p>
(2) ホームページの整備	デジタル化の進展に伴い、設立50周年を契機として会員への情報提供手段としてホームページを整備しました。
8 県民手帳の案内	令和4年版県民手帳について、書店での購入又は郵送による購入を斡旋しました。
9 茨城県職員録の購入斡旋	茨城県職員録(県人事課発行)の購入を希望する会員に斡旋しました。
10 火災保険等の加入斡旋	<p>福利厚生事業の一環として、火災保険やがん保険・医療保険への加入を斡旋しました。</p> <p>また、JRの「大人の休日倶楽部」への加入を斡旋しました。</p>

## 茨城県庁友の会支部別会員数調

区分 支 部 名	R3. 3. 31現在	新規加入者数	退会者数	R4. 3. 31現在
水 戸	人 815	人 10	人 38	人 787
那 珂	271	1	13(1)	259
県 北	170	8(1)	9	169
鹿 行	110	1	9	102
県 南	292	2	13	281
県 西	260	2	9	253
計	1,918	24(1)	91(1)	1,851

※ ( ) は内数で、支部間異動者

### 内 訳

新 規 加 入 者		退 会 者	
2年度退職者	15人	死 亡 者	54人
過年度退職者	8	退 会 者	36
計	23	計	90
支部間異動者	1	支部間異動者	1

## 令和3年度 収入支出決算

(収入の部)

(単位：円)

科 目	最終予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減(B-A)	摘 要
1 会 費	5,700,000	5,700,000	0	1,900人×3,000円
2 分 担 金	104,000	104,000	0	美術展出展 52人×2,000円
3 広 告 料	110,000	110,000	0	会報広告掲載
4 雑 入	273,329	273,971	642	美術展協賛金・会報折込手数料等
5 繰 入 金	440,000	440,000	0	記念事業準備金から繰入
6 繰 越 金	1,463,671	1,463,671	0	2年度からの繰越金
計	8,091,000	8,091,642	642	

(支出の部)

科 目	最終予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減(A-B)	摘 要
1 事 務 費	635,000	580,955	54,045	
通 信 費	180,000	179,171	829	電話料、郵便料
印 刷 費	140,000	111,142	28,858	コピー代、封筒印刷代
消 耗 品 費	85,000	83,100	1,900	事務用品、新聞購読費
旅 費	10,000	8,696	1,304	職員旅費
賃 借 料	220,000	198,846	21,154	行政財産使用料・複写機リース料等
2 会 議 費	548,000	546,992	1,008	
総 会 費	249,000	248,540	460	総会通知等印刷、郵便料
役員会等費	299,000	298,452	548	理事会、運営委員会諸費
3 事 業 費	2,504,000	2,204,308	299,692	
慶 弔 費	554,000	486,453	67,547	長寿者記念品(80歳傘寿)・祝・弔電報等
会報発行費	950,000	949,645	355	会員録追録印刷、郵便料等
美術展開催費	500,000	351,988	148,012	会場使用料・展示委託・パンフ印刷等
加入促進費	100,000	22,764	77,236	申込書、勧誘資料印刷・郵送
ホームページ整備費	400,000	393,458	6,542	ホームページ制作・登録・研修費等
4 交 付 金	2,328,000	2,316,200	11,800	支部交付金
5 負 担 金	1,200,000	1,187,000	13,000	保険センターへの人件費負担
6 雑 費	317,000	305,278	11,722	会費振込手数料等
7 予 備 費	559,000	0	559,000	
計	8,091,000	7,140,733	950,267	

収入総額 8,091,642円

支出総額 7,140,733円

差引残高 950,909円 (次年度繰越)

## 令和3年度 友の会記念事業準備金決算

基金目的：友の会創立50周年記念事業（記念大会、記念誌発行など）の費用に充てる

(収入)

(単位：円)

科目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘要
前年度繰越金	2,898,215	2,898,215	0	
雑収入	24	24	0	預金利子
合計	2,898,239	2,898,239	0	

(支出)

科目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A-B)	摘要
会議費	250,000	70,520	179,480	
繰出金	440,000	440,000	0	一般会計へ繰出
合計	690,000	510,520	179,480	

収入総額 2,898,239円 支出総額 510,520円 差引残高 2,387,719円 (次年度繰越)

## 令和3年度 財政調整積立金特別会計決算

基金目的：友の会の健全な運営に資するために蓄え、不測の事態に備える

(収入)

(単位：円)

科目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(B-A)	摘要
前年度繰越金	1,614,664	1,614,664	0	
雑収入	14	14	0	預金利子
合計	1,614,678	1,614,678	0	

(支出)

科目	最終予算額(A)	決算額(B)	比較増減(A-B)	摘要
繰出金	0	0	0	
合計	0	0	0	

収入総額 1,614,678円 支出総額 0円 差引残高 1,614,678円 (次年度繰越)

令和4年5月27日 提出

令和4年5月 日 議決

茨城県庁友の会 会長 川俣 勝慶

令和3年度  
茨城県庁友の会 事務監査報告


茨城県庁友の会会則第11条の規定により、令和4年4月12日に実施した令和3年度の事務事業執行状況及び会計事務監査結果について、同条の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

事務事業執行状況及び会計事務処理は、適切に行われており会計帳簿等の記帳も正確で、それぞれ符合していることを認めます。

令和4年4月12日

監事 信田和男 

監事 鳩子千勝 



## 令和4年度 事業計画

事業	計画概要
<b>1 総会等の開催</b>	
(1) 通常総会	令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画(案)及び予算(案)等を審議する通常総会を開催します。 令和4年5月27日(金) 茨城県市町村会館講堂
(2) 理事会等	友の会の運営に関する事項を審議するため、理事会等を開催します。
(3) 友の会運営委員会	友の会のあり方検討会報告や今後の事業運営について、協議・検討ため、引き続き運営委員会を開催します。
(4) 50周年記念事業検討会	50周年記念事業の記念式典の開催や記念特集号の編集にあたり、必要に応じ検討会を開催します。
<b>2 支部交付金</b>	支部運営費として、会員数に応じた交付金と慶弔費に区別し、交付します。
<b>3 会員への慶弔</b>	
(1) 長寿者への記念品贈呈	令和4年度内に満80歳(傘寿)に達する方90名の長寿を祝い、記念品を贈ります。
(2) 弔慰	会員が逝去したとき、会長から弔電を差し上げるほか、各支部の役員が告別式等に参列します。
<b>4 新規会員の加入促進等</b>	未加入者の加入促進について、会員による直接の声かけ、文書による入会案内等を行うとともに、70歳ぐらいまでの未加入の方に対して、重点的に組織を挙げて勧誘活動を行います。
<b>5 県政推進への協力</b>	地域の文化や社会福祉活動のほか、茨城空港の利用促進など県政の推進に側面から協力します。
<b>6 会報の発行</b>	本部・支部の事業や行事、会員の動静、投稿、趣味の会の活動情報等を掲載した「友の会会報」新年号を発行し、全会員等に配付します。 なお、発行前に会報編集委員会を開催します。 新年号と併せ、設立50周年記念特集号を発行します。

事業	計画概要
7 50周年記念事業	
(1) 記念式典の開催	<p>友の会が創立50周年を迎えるに当たり、昨年計画しました記念事業については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを極力避けるため、記念式典のみを開催するとともに、会報記念特集号を発行します。</p>
	<p>(1) 記念式典 令和4年5月27日(金) 茨城県市町村会館講堂 4年度通常総会終了後開催</p>
(2) 会報記念特集号の発行	<p>(2) 会報記念特集号の発行 50周年事業の記念式典、美術展の開催状況や友の会の50年の歩み、友の会に関わった方からの投稿、趣味の会活動などを掲載した記念特集号を新年会報に併せ発行します。</p>
8 美術展の開催	<p>「第35回茨城県庁友の会美術展」を令和5年1月25日(水)～31日(火)までザ・ヒロサワ・シティ会館で開催します。(搬入は1月24日) なお、運営について協議するため、事前に美術展運営委員会を開催します。</p>
9 ホームページ等の運営・管理	<p>ホームページに本部・支部のお知らせや趣味の会の活動状況などの最新情報を掲載します。 なお、新たに情報管理委員会を設け、ホームページやメール配信システムの運営・管理について協議します。</p>
10 県民手帳の案内	<p>令和5年版県民手帳の購入を案内します。</p>
11 茨城県職員録の購入斡旋	<p>茨城県職員録(県人事課発行)の購入を希望する会員に斡旋します。</p>
12 火災保険等の加入斡旋	<p>福利厚生事業の一環として、火災保険やがん保険・医療保険への加入を斡旋します。 また、JRの「大人の休日倶楽部」への加入を斡旋します。</p>
13 その他	<p>本会の目的達成のために必要な事業を行います。</p>

## 令和4年度 収入支出予算書

(収入の部)

(単位：円)

科 目	本 年 度 予算額 (A)	前 年 度 予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
1 会 費	5,610,000	5,700,000	△90,000	1,870人×3,000円
2 分 担 金	100,000	104,000	△4,000	美術展参加費 50人×2,000円
3 広 告 料	60,000	110,000	△50,000	会報広告掲載
4 雑 入	122,091	273,329	△151,238	会報折込手数料・生保事務手数料等
5 繰 入 金	1,500,000	440,000	1,060,000	友の会記念事業準備金から
6 繰 越 金	950,909	1,463,671	△512,762	3年度からの繰越金
計	8,343,000	8,091,000	252,000	

(支出の部)

科 目	本 年 度 予算額 (A)	前 年 度 予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
1 事 務 費	685,000	635,000	50,000	
通 信 費	210,000	180,000	30,000	電話料・郵便料・ネット回線使用料
印 刷 費	140,000	140,000	0	コピー代・封筒印刷代
消 耗 品 費	85,000	85,000	0	事務用品、新聞購読費
旅 費	10,000	10,000	0	職員出張旅費
賃 借 料	240,000	220,000	20,000	行政財産使用料・複写機リース料等
2 会 議 費	380,000	552,000	△172,000	
総 会 費	100,000	249,000	△149,000	総会通知等印刷
役員会等費	280,000	303,000	△23,000	理事会諸費
3 事 業 費	3,243,000	2,504,000	739,000	
慶 弔 費	640,000	554,000	86,000	長寿者記念品 (80歳傘寿)、祝・弔電等
会報発行費	1,250,000	950,000	300,000	「新年号」印刷等「記念特集号」印刷・発送等
美術展開催費	400,000	500,000	△100,000	展示委託、会場使用料、パンフ印刷等
加入促進費	100,000	100,000	0	勧誘資料印刷・発送等
情報管理費	153,000	0	153,000	情報管理委員会、ホームページドメイン管理、メール配信等
ホームページ整備費	0	400,000	△400,000	
記念式典費	700,000	0	700,000	会場設営 (会場・看板等)、スライドデータ作成 式典パンフ・案内通知印刷・発送等
4 交 付 金	2,244,000	2,328,000	△84,000	支部交付金
(のうち慶弔費)	(265,000)			(3年度物故者分)
5 負 担 金	1,200,000	1,200,000	0	保険センターへの人件費負担 (折半)
6 雑 費	307,000	317,000	△10,000	会費振込手数料等
7 予 備 費	284,000	555,000	△271,000	
計	8,343,000	8,091,000	252,000	

## 令和4年度 友の会記念事業準備金予算書

(収 入)

(単位：円)

科 目	本 年 度 予算額 (A)	前 年 度 予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
1 雑 収 入	81	24	57	預金利子
2 前年度繰越金	2,387,719	2,898,215	△510,496	3年度からの繰越金
合 計	2,387,800	2,898,239	△510,439	

(支 出)

科 目	本 年 度 予算額 (A)	前 年 度 予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
1 会議・事務費	200,000	250,000	△50,000	検討会諸費、事務費
2 繰 出 金	1,500,000	440,000	1,060,000	一般会計へ繰出
3 予 備 費	687,800	0	687,800	
合 計	2,387,800	690,000	1,697,800	

## 令和4年度 財政調整積立金特別会計予算書

(収 入)

(単位：円)

科 目	本 年 度 予算額 (A)	前 年 度 予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
前年度繰越金	1,614,678	1,614,664	14	3年度からの繰越金
雑 収 入	22	14	8	預金利子
合 計	1,614,700	1,614,678	22	

令和4年5月27日 提出

令和4年5月 日 議決

茨城県庁友の会 会長 川俣 勝慶

## 茨城県庁友の会会則の一部改正

### 1 改正の理由及び内容

最高意思決定機関である総会への出席する会員が年々少なくなっている中で、会員の意見集約に有効であり、かつ経費削減が期待できることから代議員制を導入する。併せて役員体制の見直しを図る。

#### (1) 代議員の導入（会則第14条各項、第17条第4項、第19条第1項及び第20条関係）

- ・友の会に代議員を置く
- ・代議員の数 毎年12月31日現在の会員数で算出  
各支部均等割1人、支部会員数により100人未満1人、100人～200人未満2人、200人～300人未満3人、300人以上4人をそれぞれ加算する。
- ・代議員の選出方法 会員の中から各支部において選出
- ・代議員の職務 会員を代表して総会審議事項を議決
- ・代議員の任期 2年、再任を妨げない
- ・代議員の欠員措置 補欠者を補充、任期前任者の残任期間
- ・総会の構成 役員及び代議員
- ・総会の議長 出席代議員の中から選出
- ・総会の議決 議決権を有する者

#### (2) 役員体制の見直し（会則第9条、12条関係）

- ・代議員による総会の導入にあたり、支部長、支部常任理事のあて職理事の規定を廃止する。
- ・あて職理事の規定の廃止に伴い、理事の定数を削減するとともに理事の役割・体制を見直し、理事会の活性化を図る。
  - 理事 「20人以内」を「17人以内」
  - 副会長 「6人」を「2人以内」

### 2 茨城県庁友の会会則改正案の新旧対照表及び施行日 別紙のとおり

令和4年5月27日提出

令和4年5月 日議決

茨城県庁友の会 会長 川俣 勝慶

○ 茨城県庁友の会会則改正案の新旧対照表

改正案	現 行
<p>第4章 役員、代議員、顧問等及び事務局</p> <p>(役員の種別及び員数)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>理事 17人以内</p> <p>監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を会長、2人以内を副会長、1人を常任理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第12条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、会員の中から総会において選任する。 ただし、以下を削除する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第4章 役員、顧問等及び事務局</p> <p>(役員の種別及び員数)</p> <p>第9条 本会に次の役員を置く。</p> <p>理事 20人以内</p> <p>監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を会長、6人を副会長、1人を常任理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第12条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、会員の中から総会において選任する。ただし、次の各号に掲げる職にある者は、理事に充てる。</p> <p>(1) 支部長職にある者</p> <p>(2) 支部常任理事職にある者</p> <p>2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。</p> <p>3 理事及び監事が欠けたときは、第1項の規定にかかわらず、会員の中から理事会において選任することができる。</p>

<p>(代議員)</p> <p>第14条 本会に代議員を置く。</p> <p>2 代議員は、役員以外の会員の中から各支部において選出するものとする。</p> <p>3 代議員の数は、各支部において1名に、任期満了する前年12月31日現在の支部会員数により次に掲げる人数を加えたものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>支部会員数</td> <td>100人未満</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100人以上200人未満</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200人以上300人未満</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300人以上</td> <td>4人</td> </tr> </table> <p>4 代議員は、会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。</p> <p>5 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>6 補欠代議員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧問等)</p> <p>第15条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第16条 略</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会は随時必要ときにこれを開催する。</p> <p>4 総会は、役員及び代議員をもって構成する。</p> <p>5 理事会は、随時必要ときにこれを開催する。</p>	支部会員数	100人未満	1人		100人以上200人未満	2人		200人以上300人未満	3人		300人以上	4人	<p>【参考】</p> <p>(代議員数) (会員数) 3. 12. 31 現在</p> <table border="0"> <tr> <td>水戸</td> <td>5人</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>那珂</td> <td>4人</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>県北</td> <td>3人</td> <td>172</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>3人</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>4人</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>4人</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23人</td> <td>1,891人</td> </tr> </table> <p>(顧問等)</p> <p>第14条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第15条 略</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第16条 会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>2 総会は、これを通常総会と臨時総会の2種に分ける。</p> <p>3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会及び理事会は随時必要ときにこれを開催する。</p>	水戸	5人	807	那珂	4人	263	県北	3人	172	鹿行	3人	106	県南	4人	286	県西	4人	257	計	23人	1,891人
支部会員数	100人未満	1人																																
	100人以上200人未満	2人																																
	200人以上300人未満	3人																																
	300人以上	4人																																
水戸	5人	807																																
那珂	4人	263																																
県北	3人	172																																
鹿行	3人	106																																
県南	4人	286																																
県西	4人	257																																
計	23人	1,891人																																

<p>(会議の招集) 第 18 条 略</p> <p>(会議の議長) 第 19 条 総会の議長は、その総会に出席した<u>代議員</u>のなかから選出する。</p> <p>2 略</p> <p>(議決) 第 20 条 会議の議事は、その会議に出席した者のうち<u>議決権を有する者の過半数の同意</u>をもってこれを決する。</p> <p>2 略</p> <p>※ 条文の繰り下げ (総会に付議すべき事項) 第 21 条 略</p> <p>— (委任) 第 31 条 略</p> <p>付 則</p> <p>1 この会則は、令和 4 年 5 月 27 日から適用する。</p> <p>2 令和 4 年度通常総会で選任された役員その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、1 年とし令和 5 年度通常総会の日までとする。</p> <p>3 第 9 条各項、第 14 条各項、第 17 条第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条の規定は、令和 5 年度通常総会から適用する。</p>	<p>(会議の招集) 第 17 条 略</p> <p>(会議の議長) 第 18 条 総会の議長は、その総会に出席した<u>会員</u>のなかから選出する。</p> <p>2 理事会の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>(議決) 第 19 条 会議の議事は、その会議に出席した者の過半数の同意をもってこれを決する。</p> <p>2 可決同数のときは、議長がこれを決する。</p>	<p>(総会に付議すべき事項) 第 20 条 略</p> <p>— (委任) 第 30 条 略</p>
---	---	---



## 役員改選

茨城県友の会会則改正により「あて職理事」にあった者を理事に選任する。  
任期：1年（令和5年度通常総会まで）

### 施行前会則第12条第1項第1号（支部長職にある者）

理事	横山 仁一	水戸支部
理事	武藤 賢治	那珂支部
理事	泉 幸一	県北支部
理事	大久保敏雄	鹿行支部
理事	長谷川 泉	県南支部
理事	堤 義雄	県西支部

### 施行前会則第12条第1項第2号（支部常任理事職にある者）

理事	谷津 昭洋	水戸支部
理事	小澤 正哉	水戸支部
理事	鈴木 敏之	那珂支部
理事	小貫 康夫	県北支部
理事	高崎 真	鹿行支部
理事	中島 平	県南支部
理事	泉 多加夫	県西支部

令和4年5月27日提出  
茨城県庁友の会 会長 川俣 勝慶

# 茨城県庁友の会会則 (令和4年4月1日現在)

## 第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 この会は、茨城県庁友の会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、水戸市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員の親睦融和を図るとともに、その知識経験を生かして社会文化の高揚並びに県政の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県政推進の側面的協力
- (2) 社会福祉事業への奉仕事業
- (3) 講演会、研修会等の開催
- (4) 恩給、年金等の改善運動
- (5) 会員の福利厚生事業
- (6) 会報、会員録の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、茨城県を退職した者であって本会の目的に賛同した者とする。

(入 会)

第6条 入会しようとする者は、所定の様式による申込書を本会に提出しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、年3,000円の会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則として返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 引き続き2年以上会費を滞納したとき

#### 第4章 役員、顧問等及び事務局

(役員の種類及び員数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 理事 20人以内  
監事 2人

2 理事のうち1人を会長、6人を副会長、1人を常任理事とする。

(役員職務)

第10条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 前項の場合において、副会長の会長代理についての順位は、会長があらかじめ指定した順位によるものとする。
- 4 常任理事は、会長の会務のうち会長があらかじめ指定した業務を処理する。
- 5 理事は理事会を組織し、本会の会務の執行を決定する。

第11条 監事は会計及び事務事業の執行状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員選任)

第12条 理事及び監事(以下「役員」という。)は、会員の中から総会において選任する。ただし、次の各号に掲げる職にある者は、理事に充てる。

- (1) 支部長職にある者
- (2) 支部常任理事職にある者

2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選とする。

3 理事及び監事が欠けたときは、第1項の規定にかかわらず、会員の中から理事会において選任することができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了若しくは辞任の後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(顧問等)

第14条 本会に顧問及び参与を置く。

2 顧問は、次に掲げる者とする。

- (1) 現職にある茨城県知事
- (2) 茨城県知事の職にあった者で、会員である者
- (3) 本会の会長の職にあった者で、会員である者

3 参与は、次に掲げる者とする。

- (1) 現職にある茨城県総務部長及び各部局長
- (2) 改選により副会長及び支部長の職を去った者（ただし引き続き2か年の期間に限る）

4 顧問及び参与は、特定の重要な事項について、会長の諮問又は相談に応ずる。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員をおき、会長が任免する。

3 職員は、会長の定めた職務に従事する。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。

3 通常総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときにこれを開催する。

(会議の招集)

第17条 会議は、会長がこれを招集する。

2 総会は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに付議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員のなかから選出する。

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

(議 決)

第19条 会議の議事は、その会議に出席した者の過半数の同意をもってこれを決する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会に付議すべき事項)

第20条 次に掲げる事項は、総会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算の承認

- (3) 役員の選出
- (4) 会則の変更
- (5) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(理事会に付議すべき事項)

第21条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収入支出予算及び収入支出決算
- (3) 会則の変更
- (4) 前号までに掲げるもののほか、会長の付議した事項

(議事録)

第22条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## 第6章 会 計

(経 費)

第23条 本会の経費は、会費、分担金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予 算)

第25条 本会の毎年度の収入支出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

(決 算)

第26条 収入支出決算は、年度終了後1ヶ月内に監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 支 部

(支部の設置)

第27条 本会の事業の円滑な運営を図るため、支部を置き、会員はいずれかの支部に属さなければならない。

2 支部の名称は次のとおりとし、支部の区域及び事務所の設置場所は、会長が別に定める。

- (1) 茨城県庁友の会水戸支部
- (2) 茨城県庁友の会那珂支部
- (3) 茨城県庁友の会県北支部
- (4) 茨城県庁友の会鹿行支部
- (5) 茨城県庁友の会県南支部

(6) 茨城県庁友の会県西支部

(支部の組織等)

第 28 条 支部の組織及び運営については、各支部が定め行うものとする。

2 前項の規定により各支部が規定等を定め、又は役職員の選任等を行った場合は、支部長は速やかに会長に報告しなければならない。

(支部長の報告)

第 29 条 支部長は、支部総会を開催した場合、その結果を会長に報告しなければならない。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第 30 条 この会則の施行について必要な規定は、理事会の議決により会長が定める。

### 付 則

1 この会則は公布の日から施行する。

2 この会則の施行前に従前の茨城県庁友の会会則により選出された役員は、この会則の規定により選出されたものとみなし、その任期は第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年定期総会の日までとする。

この会則は、平成 2 年 5 月 21 日から適用する。

この会則は、平成 3 年 5 月 10 日から適用する。

この会則は、平成 12 年 5 月 17 日から適用する。

この会則は、平成 17 年 5 月 31 日から適用する。

この会則は、平成 23 年 5 月 27 日から適用する。

この会則は、平成 26 年 5 月 27 日から適用する。

この会則は、令和元年 5 月 29 日から適用する。

参考：会則第 27 条第 2 項の規定に基づく「支部の区域図」

## 支部区域図

